

平成21年(ワ)第11号執行停止申立事件（基本事件・平成21年(ワ)第29号一級建築士免許取消処分取消請求事件）

決 定

福岡県春日市春日原東町4丁目64番地408号

|               |         |
|---------------|---------|
| 申 立 人         | 仲 盛 昭 二 |
| 同 代 理 人 弁 護 士 | 安 部 光 老 |
| 同             | 森 山 善 基 |

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 相 手 方           | 国           |
| 同 代 表 者 法 務 大 臣 | 森 英 介       |
| 処 分 行 政 庁       | 国 土 交 通 大 臣 |
|                 | 金 子 一 義     |
| 同 指 定 代 理 人     | 川 本 日 子     |
| 同               | 松 村 弘 達     |
| 同               | 山 神 暁 恵     |
| 同               | 後 藤 裕       |
| 同               | 山 田 陽 太 郎   |
| 同               | 宮 本 和 宏     |
| 同               | 松 井 康 治     |
| 同               | 谷 山 拓 也     |
| 同               | 柳 沼 一 幸     |
| 同               | 山 口 義 敬     |
| 同               | 竹 原 創 平     |
| 同               | 佐 藤 靖 浩     |
| 同               | 船 田 一 元     |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 有 | 田 | 祐 | 介 |
| 同 | 石 | 橋 |   | 浩 |
| 同 | 江 | 隈 | 幸 | 春 |
| 同 | 的 | 場 | 喜 | 郎 |

## 主 文

- 1 処分行政庁が平成21年6月19日付で申立人に対してした一級建築士の免許を取り消すとの処分の効力は、基本事件の第一審判決の言渡しの日から起算して15日が経過するまでの間停止する。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。
- 3 申立費用はこれを4分し、その1を申立人の負担とし、その余を相手方の負担とする。

## 理 由

### 第1 申立ての趣旨

処分行政庁が平成21年6月19日付で申立人に対してした一級建築士の免許を取り消すとの処分の効力は、基本事件の判決確定まで停止する。

### 第2 事案の概要

本件申立ては、一級建築士であった申立人が、福岡県内及び佐賀県内に所在する20件の建築物の各構造計算書（以下「本件構造計算書」という。）に記名押印した設計者として、いわゆる差し替えにより、入力データ部分とこれとは別の入力データによる出力結果部分を合わせた、一貫性がなく再現性のない、不適切な構造計算書の作成に関与し、一級建築士として不誠実な行為を行ったとの理由で、処分行政庁から一級建築士の免許取消処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、これにより生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとして、本件処分の取消しを求める訴えを基本事件として、基本事件の判決確定まで本件処分の効力を停止することを求めたものである。

### 1 関連法令

## (1) 建築士の業務

建築士法 1 条は、建築士法は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする旨定めている。

建築士法 3 条ないし 3 条の 3 の各規定は、各規定に定められている建築物の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において、当該各規定に定められた一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をすることができない旨を定めている。

建築士法 38 条 3 号は、これに違反して建築物の設計又は工事監理をした者に対し罰則を定めている。

## (2) 建築士の免許の取消

ア 建築士法（平成 18 年法律第 92 号附則第 4 条 2 項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前のもの。以下「改正前の建築士法」という。）10 条 1 項

一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号の一に該当する場合においては、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、1 年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられたとき（1 号）

(イ) この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき（2 号）

(ウ) 業務に関して不誠実な行為をしたとき（以下「不誠実行為」という。3 号）

イ 「一級建築士の懲戒処分の基準」（以下「処分基準」という。疎乙 6）は、一級建築士の懲戒処分の内容は、別紙ランク表に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本として、複数の懲戒事由に該当する場合の下記取扱い

及び個別事情によるランクの加重又は軽減（別紙個別事情による加減表参照）を勘案してランクを決定したうえで、別紙処分区分表によって決定する旨定めている。

処分基準は、複数の懲戒事由に該当する場合の取扱いとして、懲戒処分を行うべき二以上の行為について併せて懲戒処分を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重してランクを決定するが、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる旨定めている。

ウ 建築士法7条5号は、建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に対しては、建築士の免許を与えない旨定めている。

### (3) 建築物の構造計算

建築基準法（平成18年法律第92号による改正前のもの）20条柱書は、「建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければならない。」として構造耐力の原則を定めたうえで、同条各号において、建築物の類型ごとに、その有すべき構造耐力の基準を設けている。そして、同条2号は、「第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物」及び「高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超える建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの」について、「政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること」と規定して、具体的な構造計算の計算方法を建築基準法施行令等に委任している。

この委任を受け、建築基準法施行令（平成19年政令第49号による改正

前のもの)は、第3章第8節以下で具体的な構造計算の計算方法を定めており、そのうち、同令82条の4は、地震力に対する計算方法について、同条1号の規定によって計算した保有水平耐力が、同条2号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない旨定めている。

建築基準法施行規則(平成19年国土交通省令第66号による改正前のもの)1条の3は、建築確認申請書には、同条所定の区分に従い、所定の構造計算書を添付しなければならない旨定めている。

2 記録によれば、以下の事実が一応認められる。

- (1) 申立人は、昭和54年3月10日付で一級建築士の免許を取得した。
- (2) 申立人は、平成9年ころから平成13年ころにかけて、本件構造計算書に記名押印した設計者として、入力データ部分とこれとは別の入力データによる出力結果部分を合わせた本件構造計算書の作成に関与した。
- (3) 本件構造計算書に係る各建築物は、法令が定める保有水平耐力等の構造耐力の基準に適合している。

3 申立ての理由

本件申立ての理由の概要は、以下のとおりである。

- (1) 「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当すること

建築士は、弁護士及び医師等と同様に、高い社会的信用を有しているものであるから、本件処分は、申立人の事業の基盤及び社会的名誉を奪う、いわば極刑処分であり、本件処分の執行停止がなされないと、将来本件処分の取消判決が確定したとしても、損害の回復は全く望めない。また、建築士の業務は継続的なものであり、建築の立案、建築確認、中間検査、完了検査及びその後の構造耐力相談等、業務は中断がないのであるから、本件処分による損害は重大である。さらに、本件処分により、申立人は生活の糧を失うこととなる。

申立人は、平成21年6月の時点で、一級建築士として、設計中、建築確認中及び施工中の多数の業者が関連する仕掛け物件に従事しており、この設計料は1億5000万円程度になると思われる。仮に、本件処分の執行停止がなされないと、申立人はこれらの仕掛け物件に参加できず、経済的及び社会的に損害を受ける。また、申立人が仕掛け物件を放置すると、関係者に数百億円もの損害が生じる可能性がある。

申立人は、現在、多数の建築士事務所の依頼により、構造設計業務又は構造計算書の検証等の業務を行っており、本件処分により申立人が同業務を行い得なくなると、重大な損害が発生する。

申立人は、現在、多数のディベロッパーの依頼により、申立人が構造計算に関わった物件の耐震強度の再検査に従事しているが、本件処分の執行停止がなされないと、申立人はこの検証作業をストップすることになり、当該物件の住民の不安を増幅することになる。

申立人は、構造設計一級建築士の免許を取得したにもかかわらず、本件処分の影響で、構造設計一級建築士の免許交付を留保されており、構造設計一級建築士としての作業の遂行もできない状態になっている。

さらに、申立人は、協同組合建築構造調査機構の代表理事を務めているところ、本件処分の執行停止がなされないと、同機構の経営が破綻する。

相手方は、申立人が一級建築士としての業務を行うことができなくても、補助的業務を行うことにより収入を得ることは可能であると主張するが、一級建築士としての業務と補助的業務を峻別して業務を行うことは、実際は極めて困難である。

よって、本件処分により申立人に重大な損害が生じるおそれがあり、これを避けるためには本件処分の効力を停止する緊急の必要がある。

(2) 「本案について理由がないとみえるとき」に該当しないこと

ア 申立人は、本件構造計算書の作成にあたり、確かに、入力データ部分と、

これとは別の入力データによる出力結果部分とを合わせており、これにより作成された、同一の一貫した計算ではない本件構造計算書を、各建築確認申請の際に提出したものであるが、あくまで、各建築物の設計内容に変更があったときに、変更後の入力データによる出力結果部分のみを差し替え、変更前の入力データ部分を変更後の入力データと差し替えていなかっただけであり、偽装はしていない。

処分行政庁が本件構造計算書に一貫性がなく再現性がないという意味は、元データでは解析不能となるとの意味であると解されるが、処分行政庁に計算プロセスが分からなかったとしても、法令上、申立人の行った構造計算には問題がなかったのであるから、申立人の行為は不誠実行為には当たらない。当時、設計者及び行政側のいずれも、構造計算書には一貫性がなければならないという認識はなかったものである。例えば、平成11年12月28日付建設省住指発第784号建設省住宅局長通知においては、構造計算書に再現性がないことは不誠実行為として例示されていない。

また、福岡市は、本件構造計算書に係る建築物の安全宣言をなしているものであって、同建築物は、法令の定める耐震基準をクリアしているのであるから、申立人の行為は結果として違法ではない。申立人は、耐震強度が不十分な建物を、十分と見せる偽装をしたわけではないのである。

また、本件構造計算書に係る建築物の中には、構造計算書のデータと図面のデータとの数字が異なっているものもあるが、図面を書きながら補強しているために異なっているのであり、良い方向に異なっているのであるから、偽装という言葉になじまないばかりか、構造計算の裁量の範囲内において改良をしているのであって、不誠実行為には当たらない。

イ 仮に申立人の行為が不誠実行為に該当するとしても、相手方の定める処分基準によれば、不誠実行為はランク1ないし6であるのに対し（なお、平成14年当時はランク1ないし4ではなかったかと思われる。）、免許

取消のランクはランク 16 である。どのように考えても、ランク 1 ないし 6 がランク 16 に跳ね上がるとは思えない。

そもそも不誠実行為は、改正前の建築士法 10 条 1 項 1 号及び 2 号に該当しない者を補完的に懲戒する定めであり、本来的に免許取消のような資格喪失処分があり得るとは考えられない。実際にも、一級建築士が不誠実行為によって免許取消処分とされた事例は 1 件も存在しない。

複数の懲戒事由に該当する場合の取扱いに関しても、刑法では再犯加重の場合は再犯ないし 3 犯以上の場合であってもその定められた懲役刑の 2 倍以下であり、併合罪加重の場合も基本となる刑の 1.5 倍となっているのであるから、処分基準の取扱いは我が国の法体系と整合しない。また、申立人が差し替え行為を複数回行ったことは、別紙個別事情による加減表における「行為の態様」の「常習的に行っている場合」に該当するものであり、3 ランク加重できるにすぎない。さらに、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案すれば、申立人の行為には単一の行為とみなせる行為があるから、個別に 19 回も加重することは許されない。

ウ よって、本件処分は違法であり、本案について理由がないとみえるときには該当しない。

#### 4 申立ての理由に対する相手方の意見

本件申立ての理由に対する相手方の意見の概要は、以下のとおりである。

##### (1) 「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当しないこと

ア 本件処分内容及び性質について検討すると、申立人の行為は、本件構造計算書に記名押印した設計者として、いわゆる差し替えにより、入力データ部分とこれとは別の入力データによる出力結果部分を合わせた、一貫性がなく再現性がない、不適切な構造計算書の作成に関与したというもので、極めて悪質である。

また、申立人の行為により、報道等を通じ、建築士及び建築士免許制度

に対する国民の信頼が大きく損なわれたことは、公知の事実である。

イ 本件処分によって申立人に生じる損害の性質及び程度について検討すると、本件処分により、申立人は、一級建築士に許された一定の重要な建築物に関する設計及び工事監理を行い得なくなるものの、申立人は、設計及び工事監理に関する補助的業務その他の業務を行うことにより収入を得ることが可能であり、直ちに申立人の生計の途が閉ざされるとはいえない。

また、申立人は、本件処分により申立人がいかなる損害を被るのかについて、具体的に明らかにしておらず、本件処分により申立人に重大な損害が生ずるとは認められない。

仕掛け物件について申立人が一級建築士としての業務を行うことができなくなったとしても、当該業務を他の一級建築士に引き継ぐことにより、関係者が損害を被ることを避けることは十分可能であるし、申立人自身の損害については、申立人が受ける収入又は利益がどの程度減少し、申立人がどの程度の損害を受けるかに関し、申立人は何ら主張立証していない。また、仕掛け物件に関する業務の大半は、設計又は工事監理に該当するものでないと考えられるから、引き続き申立人が行うことが可能である。

万が一、基本事件において本件処分が取り消されたとしても、申立人が基本事件の審理の間、一級建築士として設計及び工事監理を行い得なかったことによる損害は、将来の金銭賠償によって回復が可能である。

ウ よって、重大な損害を避けるため本件処分の効力を停止する緊急の必要があるとはいえない。

## (2) 「本案について理由がないとみえるとき」に該当すること

ア 申立人の行為が懲戒事由に該当すること

(ア) 申立人は、本件構造計算書に記名押印した設計者として、いわゆる差し替えにより、入力データ部分とこれとは別の入力データによる出力結果部分を合わせた、一貫性がなく再現性がない、不適切な構造計算書の

作成に関与した。

このことにより、建築確認申請において、計算に一貫性がなく、当該建築物が建築基準法に適合する建物かどうか確認できない本件構造計算書が、建築物の構造耐力の安全性を満たすことを裏付ける正当な構造計算書として提出されることになったものであるが、このような申立人の行為は、建築物の構造耐力の安全性を裏付けるという構造計算書の作成目的に反したものであることは明らかである。

申立人は、建築物の安全性を確保し、国民の生命、健康及び財産を守るために定められた建築物に関する最低の基準を確保するという建築確認制度の趣旨を無効ならしめ、さらには、一級建築士、建築士免許制度に対する国民の信頼を揺るがせた。

このことは、不誠実行為という懲戒事由に該当する。

- (イ) 申立人は、本件構造計算書に係る建築物は、法令の定める耐震基準をクリアしているから、結果として違法なものではないとか、改良であるから不誠実な行為ではないなどと主張する。

しかしながら、本件処分は、入力データと出力データの差し替えによって、改良であろうが改悪であろうが、計算の一貫性、再現性のない本件構造計算書が、建築物が構造耐力の安全性を満たすことを裏付ける正当な構造計算書として作成され、そのことに申立人が関与したという行為自体に、一級建築士の行為としての不適切さ、悪質さを捉えたものであり、申立人が主張するような「結果として違法」かどうかを問題としているものではない。

なお、申立人がいう「結果として違法」な場合、すなわち基準に適合しない設計（違反設計）に該当する場合は、処分基準において、ランク6～15という、より重い処分が科される懲戒事由として位置づけられている。

イ 処分行政庁に裁量権の逸脱・濫用がないこと

- (ア) a 改正前の建築士法 10 条 1 項の懲戒事由が認められる場合に、どのような懲戒処分を行うかについては、当該建築士がなした行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響など諸般の事情を考慮し、同条の趣旨に照らして判断すべきものであり、その判断は、国土交通大臣の合理的な裁量に委ねられ、国土交通大臣がその裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量の範囲内にあるものとして、違法とはならない。

具体的な裁量権の行使に当たっては、処分基準に従って処分の内容を決することになるが、本件処分は、以下のとおり、処分基準に従って合理的に行われた。

- b 本件処分の理由となった懲戒事由は、別紙ランク表に掲げられている懲戒事由のうち 51 の「その他の不誠実行為」（ランク 1～6）に該当するところ、従来から、構造計算書に不整合のある不適切な設計が行われた場合は基本ランクを 4 とすることで運用していたため、本件処分においても基本ランクを 4 とした。

そして、懲戒事由に該当する行為が複数ある場合は、最も重い行為を基本とし、これに残りの行為を 1 ランクずつ加算していく運用が確立している。本件処分においては、懲戒事由に該当する行為が 20 件の建築物について存在するところ、20 件に係る行為のランクがいずれも軽重なくランク 4 であるので、ランク 4 を基本として加重することになる。そして、ランク 4 に、残りの 19 物件に係る行為を 1 ランクずつ加算すると、処分ランクは優に別紙処分区分表で免許取消に当たるランク 16 を超えることになる。なお、本件構造計算書に係る各建築物は、建築時期も建築場所も全く異なり、時間的、場所的接着

性は認められず、構造計算書の内容も建築物ごとに異なるから、単一の行為とみなすことはできない。

これに加え、申立人が、本件構造計算書の作成当時は構造計算書の一貫性を求められていなかったとの主張を繰り返すなど、悪質な事例であること、結果が重大であり社会的影響が大きいこと等を考慮して、別紙個別事情による加減表による加重も行ったうえで、処分行政庁は、申立人につき、免許取消の処分が相当であると判断したものである。

(イ) a 申立人は、複数の懲戒事由に該当する場合の取扱いに関し、刑法の再犯加重や併合罪加重の取扱いと整合しないと主張するが、本件処分は行政処分であって、刑罰規定である刑法とはその趣旨・目的を異にするから、刑法の併合罪加重の場合と同様に解釈すべきことにはならない。申立人の主張する解釈によれば、当該建築士が懲戒事由に該当する行為を多数回している場合に、個々の行為を十分評価できなくなり、改正前の建築士法10条の趣旨に合致しないこととなる。

b 申立人は、不誠実行為は、改正前の建築士法10条1項1号及び2号に該当しない者を補完的に懲戒する規定であり、本来的に免許取消のような資格喪失処分があり得るとは考えられないなどと主張するが、改正前の建築士法10条1項は、1号ないし3号の懲戒事由を並列して列記したうえで、そのいずれかに該当する場合に、「戒告を与え、1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。」と定めているのであるから、申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

c 申立人は、一級建築士が不誠実行為により免許取消処分とされた事例は1件も存在しないなどとして、不誠実行為により免許取消処分を行うことは裁量権を逸脱していると主張する。

しかしながら、これまで、たまたま、一級建築士が不誠実行為のみ

により免許取消処分とされた事例が存在しなかつただけに過ぎず、申立人の主張は理由がない。

ウ よって、本件処分は適法であり、本案について理由がないとみえるときに該当する。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当するか

(1) 裁判所は、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる。そして、裁判所は、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たって、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとされる（行政事件訴訟法25条2項、3項）。

(2) これを本件についてみると、疎明資料によれば、申立人は、平成21年6月末時点で、一級建築士として、16件もの仕掛け物件の設計及び工事監理等に従事しており、その報酬は1億5000万円程度になると見込まれることが一応認められるところ、本件処分により、申立人が仕掛け物件について一級建築士としての業務である設計及び工事監理を行い得なくなると、申立人は得べかりし1億5000万円もの報酬を失い、また、依頼者からの信頼ひいては社会的信用を失い、さらには、申立人が一級建築士としての業務を行い得なくなることにより関係者に生じる損害の賠償責任を追及されるおそれがある（可及的速やかに他の適当な一級建築士に依頼して業務を引き継いだとしても、業務の遅延等による損害を全く生じさせないことは困難であると考えられる。）。申立人が被るこれらの損害を、事後的な金銭賠償により完全に補填することは、極めて困難である。

(3) 以上に述べたところによれば、本件処分の執行によって、申立人に、「重大な損害」が生ずるものと認められ、これを避けるため、本件処分の効力を

停止する「緊急の必要」があるといえる。

2 「本案について理由がないとみえるとき」に該当するか

(1) 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない（行政事件訴訟法25条4項）。

(2) これを本件についてみると、申立人は、本件構造計算書作成当時、設計者及び行政側のいずれも、構造計算書に一貫性がなければならないという認識はなかったうえに、本件構造計算書の一貫性が失われた理由は、本件構造計算書に係る建築物の設計内容に変更があったときに、変更後の入力データによる出力結果部分のみを差し替え、変更前の入力データ部分を変更後の入力データと差し替えていなかったために過ぎない旨主張している。

現時点においては、申立人の上記主張に沿う疎明資料が存在する反面、これに反する疎明資料は存在しない。仮に申立人の主張する事実が認められるとすれば、申立人の行為がそもそも不誠実行為に当たらない可能性や、また、仮に不誠実行為に当たるとしても、申立人の主張する事実が処分基準のランクを軽減すべき個別事情に当たり、本件処分が裁量権の逸脱により違法となる可能性も否定できない。そうすると、上記事実の有無について未解明である現時点において、本案について理由がないとみえるとは断じ難い。

よって、「本案について理由がないとみえるとき」には該当しないというべきである。

(3) なお、執行停止により公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれについての主張及び疎明はない。

3 申立人は、本件処分の効力を基本事件の判決が確定するまで停止することを求めている。

しかしながら、当裁判所が現時点において、基本事件の第一審判決の言渡し後においても、本案について理由がないとみえるときに該当しないものと判断

することは困難であるといわざるを得ない。そうすると、基本事件の第一審判決の言渡し後に、執行停止の許否を改めて判断するのが相当である。

したがって、現時点においては、第一審判決の検討に要する期間も考慮し、第一審判決の言渡しの日から15日が経過するまでの間に限り、本件処分の効力を停止すべきである。

- 4 以上に述べたところによれば、本件申立ては主文第1項掲記の限度で理由があるから認容し、その余の部分は理由がないから却下することとして、主文のとおり決定する。

平成21年9月7日

福岡地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 太 田 雅 也

裁判官 澤 田 正 彦

裁判官 西 麻 里 子